

長野県がん診療連携拠点病院整備検討委員会開催要綱

(目的)

第1条 長野県におけるがん診療の地域格差を無くし、質の高いがん医療の提供を目的に、がん診療連携拠点病院整備等に関する検討を行う上で、有識者等の意見を聴くため、長野県がん診療連携拠点病院整備検討委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

なお、委員会は、地方自治法第138条第4第3項の規定に基づく、法律又は条例により設置された付属機関ではないものとする。

(会議事項)

第2条 県は、次の各号に掲げる事項について意見を聴くものとする。

- (1) 県・地域がん診療連携拠点病院等の推薦に関すること。
- (2) 県・地域がん診療連携拠点病院等の役割分担、がん治療地域ネットワークの策定に関すること。
- (3) 県・地域がん診療連携拠点病院等の機能評価に関すること。
- (4) その他必要と認める事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、12人以内で構成する。

2 委員会に属すべき構成員は、次の各号に掲げる者のうちから県が依頼する。

- (1) 一般社団法人長野県医師会の代表者
- (2) がんに関する学識経験者
- (3) がん医療に携わる者
- (4) がん医療を受ける立場にある者

(開催時期)

第4条 会議は、令和2年9月5日までの間、開催するものとする。

(座長)

第5条 委員会に座長を置く。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月19日から施行する。